

## 第三者評価結果の公表事項(自立援助ホーム)

### ①第三者評価機関名

公益社団法人岡山県社会福祉士会

### ②評価調査者研修修了番号

SK2025063、SK2025062、岡山県第 06-養 02

### ③事業所の情報

名称：あてんぼ	種別：自立援助ホーム	
代表者氏名：岡嶋 安起	定員（利用人数）：6名	
所在地：岡山市北区法界院 4-10-1		
TEL：086-259-4454	ホームページ： <a href="https://shelter-momo.org/top.html">https://shelter-momo.org/top.html</a>	
【施設の概要】		
開設年月日 2015年10月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：特定非営利活動法人子どもセルターモモ		
職員数	常勤職員：4名	非常勤職員：0名
有資格 職員数	社会福祉士：2名	
	歯科衛生士：1名	
	保育士：1名	
施設・設備 の概要	（居室数）	（設備等）
	子ども部屋：9室	事務所、居間、食堂、台所、トイレ 2、脱衣室、洗面所、納戸、倉庫、ベ ランダ

### ④理念・基本方針

法人理念は、子どもの権利条約及び児童福祉用の基本理念に基づきます。

受審施設の基本方針は、「様々な課題を持ち入居してくる子どもたちが、自分自身と向き合えるよう、安全な住環境の整備、安心できる人間関係作りの配慮、子どもの自己表現を受け止める」です。

### ⑤事業所の特徴的な取組

職員と子どもが対等な関係であるように、心がけるように、日々の生活を過ごしています。また、入居者には子ども担当弁護士がついています。加えて、日々の困りごとやSOSが出せるようにと、常に声かけを大切にしています。

## ⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	2025年9月1日（契約日）～ 2026年2月28日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	年度（初回）

## ⑦総評

### ◇特に評価の高い点

#### <共通評価基準>

#### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

役員間で経営課題が共有され、遺贈金を基金として管理するなど財政の安定化に向けた取組が進められています。加えて、ホーム長会議および職員会議を通じて全職員が参画する事業計画策定体制が確立され、現場の実情を反映した実効性の高い運営が行われている点が評価できます。

#### 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

広報誌による情報発信や明確な職務分掌により、透明性と協働性の高い組織運営が行われている点に加え、少人数体制を補完する実効性の高い緊急連絡体制が整備され、経営層が現場を確実に支える仕組みが定着しています。さらに、関係機関や民間資源との強固なネットワークを活かし、入所中から退所後、18歳以降も切れ目のない支援と親密なアフターケアを実現している点は、子ども一人ひとりの自立を見据えた極めて評価の高い取組です。

#### 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

利用者の特性や生活歴から生じる生きづらさに寄り添おうとする職員の姿勢には、深い専門性と誠実さが感じられます。

一方、法人および受審施設では、ICTを活用したアプリや日々の申し送りを通じて、職員間の情報共有と意思疎通が円滑に図られており、子ども一人ひとりの状況や変化を組織全体で的確に把握し、迅速かつ柔軟に支援へ反映できる体制が整えられています。

また、さまざまな特性を有し、虐待経験等により心理的ケアを必要とする利用者に対しては、児童相談所や精神科医などの専門機関と連携し、施設内で可能な範囲の個別支援を丁寧に実施しています。さらに、全利用者に担当弁護士が配置されていることや、安全相談室の設置により、本人の意思や意見が適切に尊重される仕組みが確立されており、子どもの権利擁護の観点から高く評価されます。

加えて、法人としてアフターケアを担う施設の運営も行っており、緊急的な保護から自立に向けた支援まで、一貫した流れの中で継続的に関わる体制が構築されています。利用者のライフステージや状況の変化に応じた切れ目のない支援を提供している点は、受審施設の大きな強みとして特に評価されます。

### ＜内容評価基準＞

「自立援助ホーム運営指針」にも示されているとおり、食事は基本的に手作りとしてされており、嗜好や食べやすさに配慮した献立づくりが実践され、単に食事を摂るだけでなく、安心して気持ちを表現できる場として大切にされています。学習支援においては、ホーム長が民間の夜間中学等の教育機関と連携しながら利用者の希望する学習環境を整備し、学力に応じた支援を行っています。さらに、児童相談所の児童心理司や精神科医との連携により、心理的ケアが必要な利用者に対して専門的な支援が提供されている点も大きな強みです。利用者の意思を尊重しながら家族との関係調整を行う姿勢も一貫しており、尊厳を大切にされた支援が実践されていることが確認できました。総じて、自立に向けた支援が多面的かつ継続的に行われており、施設全体として高い支援力を備えていると評価できます。

### ◇改善を求められる点

#### ＜共通評価基準＞

#### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

施設運営の根幹となる「中・長期計画」が未策定である点は課題と言えます。現在の優れた実践を、職員の入れ替わりや社会情勢の変化に左右されず、持続可能なものとしていくためには、数年先を見据えた組織のビジョンを明文化することが不可欠です。今後、受審施設が目指すべき方向性や資源配分、人材育成の方針などを盛り込んだ中・長期計画を策定し、組織としての基盤をより強固にされることを期待します。

#### 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

一人ひとりに寄り添う質の高い支援を継続していくためには、それを担う職員の専門性や意欲を客観的に評価し、支える仕組みが不可欠です。現在、明確な人事考課制度が確立されていない点は、将来的な人材育成やモチベーション維持の観点から課題と言えます。日々の献身的な関わりを正當に評価し、個々のスキルアップを組織としてバックアップする体制を整えることは、結果として利用者らへの支援の質を永続的に担保することに繋がります。今後は、評価指標を策定し、納得感のある人事制度の運用を開始されることを期待します。

#### 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

受審施設や利用者のさまざまな特性などで、専門分化せざるを得ない職員らにとっては、個々の職員への負担が過度になりやすく、求められる専門性も高度化することから、人材の育成および定着には大きな課題があるといえます。法人理事長をはじめとする専門家集団によって検討された意向や方針については、単なる指揮にならないように、受審施設の意見も十分に取り入れてはいかがでしょうか。

また、計画的な人材育成の推進、学習要素を取り入れた会議の開催、法人内外の専門家との協力体制の構築などを通じて、組織体制の一層の充実を図られることを

期待します。

#### 内容評価基準

入居者調査(利用者調査)の質問項目、「自立援助ホームを利用しようとした時、自立援助ホームがどのような所なのか納得できる説明を受けましたか」という質問に対し、4割は「どちらともいえない」と回答していることから、自立援助ホームでの生活や約束ごとについて、視覚的に提示してより理解を促す等の工夫を期待します。また、性に関する教育については、職員間で必要性が共有されているものの、利用者向けの具体的な学習機会が十分に体系化されていない状況がうかがえました。今後は、外部講師の活用や教材の整備など、計画的な性教育の実施を期待します。

#### ⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

この度は、高評価をいただき誠にありがとうございます。  
今回の結果を真摯に受け止め、高く評価いただいた点については維持していけるよう、また、改善を求められる点として挙げられた項目については、職員間で共有し、速やかに改善できるよう取り組んでまいります。  
今後とも、子ども達に安心・安全なサービスを提供できるよう、サービスの質の向上に努めます。

#### ⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果（自立援助ホーム）

### 共通評価基準（45項目）

#### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

##### Ⅰ－１ 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ－１－（１）理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ－１－（１）－① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・㉔
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>受審施設を経営する法人の理念は、「子どもの権利条約」および「児童福祉法」の精神を基盤としています。受審施設の基本方針は、「様々な課題を持ち入居してくる子どもたちが 自分自身と向き合えるよう 安全な住環境の整備、安心できる人間関係作りの配慮 子どもの自己表現を受け止める」です。しかし、基本方針の周知は図られておらず、せっかくの『自己表現を受け止める』という姿勢が、利用者へメッセージとして十分に届いていない現状があります。また、職員が常に思っている「死なないでほしい」という気持ちを言葉にして、リビングに掲示し、利用者への思いを届けてほしいと願います。</p>		

##### Ⅰ－２ 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ－２－（１）経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	Ⅰ－２－（１）－① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	㉔・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>受審施設は、児童相談所や鑑別所等からの措置に委ねられており、措置のタイミングや入所者の特性(背景・課題)を施設側が完全にコントロールすることはできず、経営環境の不確実性を常に抱えているのが現状です。しかし、自立支援対応職員加算、個別対応加算が算定できる体制を整えるなど、措置の傾向にあわせた専門職員の配置と機能強化を図っています。</p>		
③	Ⅰ－２－（１）－② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	㉔・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人としての経営課題は役員間で共有されています。令和6年度の収支実績は赤字となっていますが、この欠損については本事業に賛同いただいた篤志家から</p>		

の遺贈により補填を完了しています。令和7年度からは、この遺贈金を事業経営資金とは切り離し「基金」として別途管理することで、将来的な施設整備や緊急時の備えとして財政の健全化が図られます。また、**2**で述べたように受審施設は、自立支援対応職員加算、個別対応加算により黒字となっています。

### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
<b>4</b>	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・ <b>㉔</b>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>現在、法人・施設における中・長期計画は策定されていません。しかし、安定的な支援を継続するためには、将来を見据えた指針が必要です。今後は、令和7年度から開始する「遺贈による基金の運用」を軸とした財政計画を土台に、中・長期計画を策定されることを望みます。</p>		
<b>5</b>	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・ <b>㉔</b>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p><b>4</b>で述べたように、中・長期計画は未策定であるものの、単年度の事業計画においては、「具体的な事業方針」や「事業の実施に関する事項」「活動予算書」が整合性をもって策定されており、年度単位の運営管理は適切に行われています。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
<b>6</b>	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが行われ、職員が理解している。	<b>㉕</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>単年度の事業計画策定にあたっては、ホーム長会議での検討と、月に一度開催される「職員会議」の場で全職員が参画し、協議を重ねるプロセスが確立されています。現場の状況を熟知する職員が計画策定に関与することで、事業方針や実施事項は実態に即した実効性の高いものとなっています。</p>		
<b>7</b>	I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a・ <b>㉖</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>利用者に個別に文書では渡していませんが、行事計画、生活費、被服費の説明や本人に関係のある部分を口頭で伝えています。事業計画はリビングの本棚の前に様々なパンフレットと並べて置いており、興味のある利用者は閲覧しています。年間の行事計画は楽しみになっており、一人ひとりの希望を聞いていると伺いました。今後は年間の行事計画をリビングの壁に貼ったり、受審施設の予算はわかりやすく文章にして渡してはいかがでしょうか。</p>		

### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・C
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>受審施設は今回が初めての第三者評価受審であり、これまで定期的な自己評価は実施していません。しかし、令和7年度事業計画に第三者評価の受審が含まれており、今回の受審をきっかけとして、職員一人ひとりが日々の支援を振り返るだけでなく、組織全体で課題を共有し、改善に繋げるPDCAサイクルを定着させていくことが望まれます。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・C
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>8で述べたように、今回が初めての第三者評価の受審であり、自己評価も実施されていません。今後は、年に1度の自己評価を行い支援の質の向上に取り組まれることを望みます。</p>		

## 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a)・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ホーム長は、法人発行の広報誌を通じて自施設の紹介や運営状況を積極的に発信しており、透明性の高い施設運営に努めています。組織運営においては、運営規程に基づき職務分掌が明確に示されており、各職員が管理者の役割と責任を正しく理解し、相互に協力しあう体制が構築されています。また、職員4名による交代勤務制という限られた人員体制を補完するため、実効性の高い緊急連絡体制が整備されています。ホーム長不在時の有事の際にも、勤務職員が即座に理事長または理事会三役に連絡し、直接的な対応や指示を仰げる仕組みが定着しています。このように、経営層が現場のバックアップを担うことが周知されている点は、少数精鋭で運営を担う職員の安心感に繋がっており、組織一丸となって子どもたちの安全を守る真摯な姿勢として高く評価されます。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a)・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法令遵守を経営の最優先事項と位置づけ、法人で策定された「ガバナンス・コ</p>		

<p>ンプライアンス整備に向けた基本規程」を周知・徹底しています。ホーム長は、理事から直接指導を受けた内容を、月1回の職員会議において全職員へ確実に伝達する体制が構築されています。これにより、法令の趣旨やコンプライアンスの重要性が現場まで浸透しており、組織として誠実な運営に努めています。</p>		
<p>Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。</p>		
12	<p>Ⅱ-1-(2)-① 質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。</p>	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>管理者は、施設の現状を冷静に分析した上で、各種取り組みの先頭に立って組織を牽引しています。職員個々のバックグラウンドや思いは多様ですが、支援のゴールが共通であるという認識は組織全体に共有されており、管理者のリーダーシップのもとで一体感のある運営がなされています。また、管理者は自施設の最大の課題が「人員および人材の不足」にあることを深く認識し、その解決に向けた苦慮を重ねています。しかし、法人全体の経営予算による制約もあり、現場の負担軽減に直結する抜本的な解決には至っていないのが現状です。こうした制約下においても、職員の資質向上を重視し、法人が提供する研修への参加に加え、職員個人のニーズに基づく外部研修への参加も積極的に推奨・保障しています。今後は、こうした個々の研鑽を組織の専門性向上に繋げるとともに、限られた予算・人員の中でいかに持続可能な就業環境を構築していくか、法人全体での中長期的な戦略策定が期待されます。</p>		
13	<p>Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	<b>a</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人は、傘下施設の人事・労務管理および財務分析を一括して担うことで、現場が利用者への養育に専念できる強固なバックアップ体制を構築しています。令和6年度の収支不足に対し、遺贈金を基金化して財務の安定化を図る迅速な意思決定や、広報誌による透明性の高い予算公開など、健全かつ誠実な経営姿勢が認められます。</p>		

## Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>		
14	<p>Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>人材確保において、仕事の専門性や給与水準の影響により、ハローワークを通じた採用が困難な状況にあります。しかし、受審施設は、国の配置基準(2.5人)を大幅に上回る「4名体制」を維持し続けています。この手厚い人員配置は、人件費の増大により給与面での課題を生む要因となりつつも、「一人ひとりに寄り添う支援の質を落とさない」という経営側の強い信念の表れとして高く評価できます。</p>		

<p>今後は、法人が進めている「自立支援対応職員加算」「個別対応加算」の算定による財務改善を原資として、職員の処遇改善や採用力の強化に取り組まれることを期待します。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・㉔
<p>&lt;コメント&gt;  職員に対するヒアリングは、一年間の反省や支援者としての目標に関する年1回のみで、法人としても受審施設としても人事考課は行っていません。今後はヒアリングで得られた個人の目標や意向を客観的な評価や処遇改善に繋げる「人事考課制度」の段階的な構築を望みます。</p>		
<p>Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	㉔・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  15で述べたように、職員には年に1回の定期的なヒアリングを行い、運営に反映させています。また、4名の職員による交代勤務という限られた人員体制において、職員が互いの家庭事情や個別の状況を尊重し、柔軟に有給休暇を取得できる環境です。欠員が生じた際には理事が現場のシフトに入り、直接的に実務を補完する体制が整っています。これは、現場の危機を法人全体でカバーする「組織的なバックアップ体制」を構築していることを裏付けるものです。</p>		
<p>Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・㉔
<p>&lt;コメント&gt;  法人および受審施設として職員の目標管理はできていません。今後は「期待する職員像」を明確に定義し、それに基づいた目標設定と振り返りのサイクルを構築されることを期待します。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・㉔
<p>&lt;コメント&gt;  現在、年度当初の固定的な研修計画の策定には至っていませんが、全国自立援助ホーム協議会や関係機関からの最新情報を適宜活用し、職員の学習機会を柔軟に確保しています。また、法人内での研修は毎月行われています。今後は、協議会からの通知を待つだけでなく、個々の職員の経験年数や専門課題(虐待ケア、自立支援等)に応じた研修計画を策定されることを望みます。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・㉔・c
<p>&lt;コメント&gt;  年度単位の固定的な研修計画は未策定であるものの、年2~3回開催される理事主催の研修に加え、組織内に「研修チーム」を設置し、毎月のホーム長会議等で</p>		

<p>個々の職員が受講した研修内容を報告しています。また、困難ケースを題材とした「ケース検討会」は、全職員と理事に加え、スクールソーシャルワーカー、児童相談所、子ども担当弁護士といった多職種が参画しています。このような状況の中で、多角的なアドバイスを得ながら支援方針を決定するプロセスは、実効性の高いOJTとして、職員の専門性を高めています。さらに、法人が職員の資質向上を経営の重要事項と位置づけ、研修参加に伴う費用(受講料および交通費等)を「出張扱い」として全額負担しています。今後は研修計画を立てることで、より系統的な研修が受けられるようにされることを望みます。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	a・b・㉔
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>受審施設において、現時点で実習生の受け入れ実績はありません。その主な要因として、職員4名による交代勤務という限られた人員体制の中で、実習生に対して適切かつ責任ある指導・教育を行う体制の構築に慎重を期していることが挙げられます。また、自立援助ホームという事業形態そのものの認知度が学生の間でまだ低いという社会的な背景も影響していると推察されます。今後は、積極的に実習生を受け入れられる環境を整えて、次世代の福祉人材を育成する場としての機能を備えていかれることを期待します。</p>		

### Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	<p>Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p>	a・㉕・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>予算・決算書のホームページ等での一般公開には至っておらず、広報誌の配布も理事や賛助会員等の関係者に限定されています。これは、限られた事務局体制で複数の事業所を担っているという構造的な課題であると伺いました。しかし、法人は情報の透明性を高めることの重要性を強く認識しており、今年度中のホームページ掲載に向け、現在サイト構成の全面的な見直しに着手しています。</p>		
22	<p>Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	a・㉕・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人は、健全な組織運営の基盤として「ガバナンス・コンプライアンス整備に向けた基本規程」を策定しており、経理や取引に関する透明性の高いルールを明文化しています。また、各職員の役割と責任を明確にする「職務分掌」についても運営規程に定められており、属人的な運営に陥らないための組織的な仕組みが構築されています。現在は外部監査の受審実績はないものの、法人の事務局が複</p>		

数拠点を一括管理し、規程に沿った適正な事務処理を徹底することで、内部統制の維持に努めています。今後は、今年度中に予定しているホームページでの財務諸表の公開に加え、将来的には外部専門家による監査やチェック体制の整備を検討するなど、経営の透明性、さらにはそれらを客観的に担保する仕組みの構築が望まれます。

## II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>地域社会との関わりについては、職員が組長をすることもあります。また、町内清掃への参加や定期的なゴミ当番の分担など、地域住民としての基本的な役割を果たしています。さらに、組の中では受審施設のことを伝えており、近所の人にも入居している利用者に気をつけて声掛けをしてくれています。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	Ⓐ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ボランティアの受け入れについては、極めて実効性の高い独自の育成システムが構築されています。具体的には、受審施設でボランティアとして活躍するためには、年間8~10回開催される「ボランティア養成講座」のうち5回以上の受講を必須条件とするなど、ボランティアスタッフ規約に基づいた厳格な基準を設けている点は、入居児童の安全とプライバシーを守る取り組みです。職員4名という少人数体制を補完するため、一定の要件を満たした有償ボランティアに夜勤業務を委託することで、24時間の安全な養育環境を安定的に維持しており、ボランティアを単なる「補助」としてではなく、組織を支える重要なチームメンバーとして位置づけ、質の高いボランティアが登録できています。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>受審施設は、児童相談所、少年院、保護観察所、学校等の関係機関と、子どもの状況に応じた緊密な連携体制を構築しています。また、児童福祉法上の枠組みが外れる18歳から20歳までの対象者に対しても、空白のない継続的な支援を提供しています。また、退所後の生活を見据え、特定妊婦の支援を担う子ども家庭支援センターや、発達特性に配慮した生活支援事業所とのネットワークを事前に構築するなど、個々のニーズに応じた重層的な支援体制を整えています。民間資源の活用においても、ロータリークラブ等との密接な連携により、就労前支援やアルバイト先の確保、さらには退所時の最大の障壁となる「保証人不要の賃貸物</p>		

<p>件の紹介」まで繋げている点は、法人の社会的な信頼と強みを最大限に活かした卓越した取り組みです。加えて、クリスマスやお正月といった季節行事を通じた支援や、寄付された米をペットボトルに小分けにして自立した卒業生に配布する活動など、生活に密着したアフターケアを継続しています。こうした「食」を通じた縁を大切に作る姿勢は、退所後もホームが「心の拠り所（実家）」として機能し続けていることを示しており、子どもの永続的な安心と自立を支える福祉の原点とも言える実践として、極めて高く評価されます。</p>		
<p>Ⅱ－４－（３）地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	Ⅱ－４－（３）－① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt; この項目については、自立援助ホームという事業特性から、評価対象外とします。</p>		
27	Ⅱ－４－（３）－② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	Ⓐ・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 退所して地域で一人暮らしをしている青年に対する制度外のアフターケアを行っています。また、ロータリークラブや米農家を支援が必要な利用者たちと結びつける役割を果たしており、自立援助ホームに求められる「質の高い公益活動」をしていると評価します。</p>		

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

### Ⅲ－１ 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
<p>Ⅲ－１－（１）利用者を尊重する姿勢が明示されている。</p>		
28	Ⅲ－１－（１）－① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・Ⓑ・c
<p>法人の理念および基本方針に基づき、「利用者主体」の視点を大切にした取組が行われています。法人理念に加えて施設独自の理念についても、職員同士が話し合いを重ね、日々の支援に活かしています。一人ひとりの支援に理念が確実に根付いていることが記録や聞き取りから、確認できます。ただ、子どもの権利条約は掲示されていますが、受審施設の理念が掲示されていません。職員が自らの支援に根拠をもって取り組んでいることを知らせるためにも、理念が見える形で掲示することを検討してはいかがでしょうか。</p>		
29	Ⅲ－１－（１）－② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	Ⓐ・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 受審施設では、全室が個室となっており、職員・利用者ともに居室への無断立</p>		

ち入りを行わないなど、プライバシーを尊重した基本ルールが徹底されています。入浴や洗濯といった日常生活の場面においても、プライバシーに配慮した対応が取られています。また、居室のドアや壁には防音設備が施され、生活環境の面でもプライバシーを大切にした配慮もあります。これは、見学や記録、聞き取りからも確認できます。また、個人情報に関する記録類は、事務所で ICT を活用したアプリや文書は鍵のかかる部屋で適切に保管されています。情報管理の面でも、適正な運用が図られています。

Ⅲ－１－（２）福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

30

Ⅲ－１－（２）－① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。

a・b・c

<コメント>

受審施設では、利用希望者の見学を積極的に受け入れており、実際の生活の様子を確認できる機会を設けています。見学時には、支援方法や施設の特徴についてわかりやすい説明が行われ、利用希望者が安心して入所の判断や契約ができるよう配慮されています。また、利用開始後も安心して生活をスタートできるよう、一人ひとりに子ども担当弁護士がつく体制を整えているほか、法人内に「安全相談室」を設置し、外部弁護士や精神科医など第三者が相談に応じられる仕組みを構築しています。さらに、未来学び応援金や各種奨学金制度など、生活や将来設計に役立つ制度についても、必要に応じて情報提供が行われています。

31

Ⅲ－１－（２）－② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。

a・b・c

<コメント>

受審施設では、入居時に「あてんぼ」の約束事項を用いて、利用にあたっての基本的な事項をわかりやすく説明しています。契約手続きは、本人の意思を尊重し、十分な理解と納得を得たうえで進められていることが記録から確認できます。また、自立支援計画の作成や変更の際には、児童相談所の担当心理士や子ども担当弁護士が同席し、利用者本人が意向を表現しづらい場合には、質問を通して確認しながら、本人が自ら目標等を決定できるよう支援しています。日常の支援においても、食事時間や帰宅時間などを本人の都合にあわせて柔軟に調整することで、「規制されないとわかり、隠さなくなる」といった変化が見られるなど、個々の状況に応じた対応を通じて信頼関係が構築されていることが、聞き取りや記録から確認できます。

32

Ⅲ－１－（２）－③ 福祉サービスの内容や事業所の変更、地域・家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。

a・b・c

<コメント>

利用者のほとんどが虐待等の生活歴により「自分で選ぶ力」が十分に育まれていない状況で、かつ人に任せがちな状態で入居しています。そのため、受審施設では安全だと安心でき、人を信頼できるようになるための支援を積み重ね、本人が自ら選択できる力を育む支援に取り組んでいます。退所にあたっては、児童相談所など

<p>の関係機関と密に連携し、本人の状況や意向を踏まえて移行先の検討・決定を行っています。地域移行に伴う住居選定においては、施設の理念や支援の特性について不動産事業者等へ丁寧に説明し、理解と協力を得ながら住居の確保と生活の安定につなげています。また、退所後も利用者が SNS で必要に応じて連絡でき、帰って来られるようにしています。退所後の施設もあり、法人として継続的な支援を実施しています。</p>		
<p>Ⅲ－１－（３）利用者の満足の向上に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ－１－（３）－① 利用者の満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	(a)・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>利用者の希望や意見は、SNS でのやり取りや会話での聞き取りに加え、態度や表情からも丁寧に汲み取られ、把握されています。くみ取った意見を踏まえて支援方法の見直しや内容の確認が行われており、その経過は記録に適切に記入され、職員間で共有されています。また、30で述べた「安全相談室」の利用を促すほか、児童相談所の担当心理士や子ども担当弁護士との定期的な面談を通じて、一人ひとりの思いや意向を把握する取組も継続的に実施されています。これらの取組により、利用者の声が日常の支援に反映され、本人の意向を尊重した支援体制が構築されています。</p>		
<p>Ⅲ－１－（４）利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	<p>Ⅲ－１－（４）－① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	(a)・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員は日常的に、一人ひとりの自己肯定感が高まるような会話や声かけを行うとともに、メッセージアプリを活用して意見や要望、困りごとを伝えやすい環境づくりに努めています。利用者が自分の考えや気持ちを言葉で十分に表現できない場合でも、表情や態度から思いを丁寧にくみ取り、状況に応じた配慮がなされています。法人には、30で述べた「安全相談室」が設置されており、利用者にも周知されているため、安心して相談できる体制が整っています。寄せられた意見については、内容に応じたフィードバックが行われており、その対応状況は記録および聞き取りからも確認できます。これらの取組により、安心して思いを表現できる環境が整えられ、本人の声を尊重した支援が実践されています。</p>		
35	<p>Ⅲ－１－（４）－② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。</p>	(a)・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>受審施設では、34で述べたとおり、日常的な会話や声かけ、メッセージアプリの活用により、利用者が意見を述べやすい環境づくりが進められています。モニタリングの場面では、子ども担当弁護士や児童相談所の担当心理士と連携し、多面的な視点から本人の声を把握できる体制を整えています。また、法人には30で述べたように「安全相談室」が設置されており、必要に応じて他の支援機関の相談窓口も掲示や紹介し、相談先を周知しています。受審施設には、対応手順や役</p>		

割分担を整理したマニュアルが整備されており、職員が相談内容に応じて適切に対応できる基盤が整っています。		
36	Ⅲ－１－（４）－③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>受審施設では、対応手順や役割分担が整理され、迅速に対応できる体制が整えられています。また、前述のとおり、法人および受審施設の双方で、相談や意見を述べやすい環境づくりが進められています。特に、法人に設置された「安全相談室」は、受審施設とは異なる第三者的な立場から助言を得られる体制となっており、特徴的な取組といえます。これらの相談窓口は利用者にも周知されており、安心して相談や意見表明ができる環境が確保されています。</p>		
Ⅲ－１－（５） 安心・安全な福祉サービスの実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ－１－（５）－① 安心・安全な福祉サービスの実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人では、リスクマネジメントに関する文書を整備し、ICTを活用したアプリで一元的に管理しています。受審施設においても、職員が日常的にリスクマネジメントの体制や対応手順について話し合い、確認を行っています。記録については、状況に変化があった場合には分単位でも記入されており、聞き取りおよび記録から、職員間で情報が適切に共有されていることが確認できます。また、夜勤が一人体制であることを踏まえ、夜間に救急搬送が必要となった場合には、担当理事が電話連絡を受けて駆けつける体制が整備されています。このように、限られた人員体制の中でも、緊急時に対応できる仕組みが構築されています。</p>		
38	Ⅲ－１－（５）－② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・㉑・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人では、リスクに関する各種文書を整備し、受審施設においても、職員やボランティアへの周知が図られています。感染症発生時には適切な処置が取られ、平時も換気や空気清浄への配慮などで利用者にも分かりやすく示しています。一方で、受審施設や利用者の特性を踏まえ、「うがい」「手洗い」など一律に実施を強制するのではなく、柔軟な運用がなされています。今後は、感染症予防に対する利用者の理解をより深め、意識向上と主体的な行動につながるように、掲示物の工夫や日常的な声かけなどされてはいかがでしょうか。</p>		
39	Ⅲ－１－（５）－③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・㉑・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>法人では、リスクマネジメントに関する各種文書が、ICTを活用したアプリにより整備されています。受審施設においても、避難訓練計画等が適切に整備され、訓練実施の記録が確認でき、非常用備蓄も確保されています。一方で、受審施設の特性上、利用者を含めた一斉訓練の実施が難しく、職員のみで訓練を行う場合</p>		

がある状況です。各災害発生時の対応方法は掲示されていますが、防災訓練の結果についても、利用者に分かりやすい形で掲示するなど、情報共有の工夫が検討されると、より安心につながると考えられます。また、火災発生時には道幅の狭い住宅街に位置しているという立地条件も踏まえ、町内会等の地域住民と連携した具体的な対応計画の策定や、合同訓練の実施を検討されてはいかがでしょうか。加えて、事業継続計画（BCP）についても、さらなる検討と充実が図られることが望まれます。

### Ⅲ－２ 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ－２－（１）提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ－２－（１）－① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが実施されている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>受審施設では、ケース記録に記載された支援内容が整理・統一されています。職員間でも随時話し合いを行うことで、支援方法の共有と統一が図られています。記録や聞き取りからも、実践面において一定水準の標準的な支援が継続して提供されていることが確認できます。また、職員が専門職としての知識の習得や学習を重ねていることから、特性の強い利用者に対しても、マニュアルを踏まえつつ個別性に配慮した柔軟な支援が実施されています。一方で、人材募集を行っている現状を踏まえると、新任職員にも理解しやすい基本マニュアルの整備、学習機会などの充実で、職員の支援の標準化とサービスの質の向上を図られてはいかがでしょうか。</p>		
41	Ⅲ－２－（１）－② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	<b>a</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ケース記録および聞き取りから、個別性に配慮した支援が行われていることが確認できます。記録には必要な情報が赤字で分かりやすく記載されており、定期的な見直しに加えて、利用者の希望が把握された際には、その都度支援内容を調整する体制が取られています。また、児童相談所から提供された情報に加え、職員が日々の関わりの中で聞き取った内容も記録されており、これらの情報も踏まえて支援内容の見直しが行われています。</p>		
Ⅲ－２－（２）適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ－２－（２）－① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	<b>a</b> ・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>受審施設では、児童相談所から提供される情報に加え、日々の利用者との関わりを通じて継続的にアセスメントを実施し、その内容を踏まえて、本人、児童相談所担当心理士、担当弁護士等の複数の関係者で協議のうえ、個別的な自立支援計画を策定しています。また、自立支援計画とは別に、利用者自身が考え記入す</p>		

<p>る「私の目標」や「計画」が設けられており、本人の意向に沿った分かりやすい目標と、その達成に必要な行動が本人の言葉で整理されています。定められた手順および様式に基づき、適切なアセスメントと計画策定の体制が取られていることが、記録や聞き取りから確認できます。</p>		
43	<p>Ⅲ－２－（２）－② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p>	(a)・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>受審施設では、児童相談所担当心理士や子ども担当弁護士と連携しながら、複数の職員による自立支援計画の評価および見直しを月1回、定期的実施しています。見直しにあたっては、本人の意向を確認しても、状態によっては取り組みが難しい場合があることを踏まえ、さまざまな角度から聞き取りを行い、本人の思いや希望を反映した支援内容となるよう配慮されています。これらの取組から、自立支援計画に関するPDCAサイクルが継続的に実施されていることが確認できます。</p>		
<p>Ⅲ－２－（３）福祉サービス実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	<p>Ⅲ－２－（３）－① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。</p>	(a)・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>受審施設では、ケース記録に福祉サービスの実施状況が詳細に記録されており、支援の経過を把握できる体制が整えられています。記録の中で特に留意すべき点については赤字で示すなど、職員の気づきを高める工夫がなされており、ケア会議において確認・共有が行われています。また、ICTを活用したアプリによる記録システムが導入されており、職員間で情報を共有できる環境が整備されています。支援サービスの実施状況の記録については、標準化され、職員間で適切に共有されています。</p>		
45	<p>Ⅲ－２－（３）－② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。</p>	(a)・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>受審施設では、利用者への支援を記録する管理システムがあり、ICTを活用したアプリを使って適切に管理しています。また、法人として記録管理や個人情報の取扱いに関するマニュアルも整備されています。受審施設においても、記録の管理について日常業務の中で適切な取扱いが意識されており、管理体制が確保されていることが確認できます。</p>		

## 内容評価基準（24項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

### A－1 利用者の権利擁護、最善の利益に向けた支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 利用者の尊重		
A①	A-1-(1)-① 入居に際して、事業所での生活や約束ごとを説明し、利用者がよく理解したうえで、自らの意思によって入居申込みができるよう配慮している。	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入居にあたっては、子ども面接や意思確認、受入審査、担当弁護士の決定などの手続きを経ていきます。入居時の「利用同意書」には門限や飲酒・喫煙禁止、来客禁止などの約束ごとが明記され、本人・担当弁護士・ホーム長らが署名することで、内容を理解したうえで入居を選択できるよう配慮されています。一方、入居者調査（利用者調査）では「自立援助ホームについて十分な説明を受けた」と回答したのは6割にとどまり、4割は判断がつかないとしています。生活内容やルールを視覚的に示すなど、利用者の理解をより確実にする工夫が望まれます。</p>		
A②	A-1-(1)-② 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>権利に詳しい精神科医が安全相談室に配置され、利用者が電話やメールで相談できる体制が整っています。職員には話しにくい悩みも伝えられる仕組みが確保されている点は重要です。また、岡山県住居支援協議会への参画により、退所後の住まい確保について外部機関と連携できる体制が整っていることも確認できました。さらに、内部研修で全職員と有志のボランティアに対して「ハラスメント・人権研修」を継続的に開催していることや「虐待に関する研修に注力していく」という方針が、「ホーム長会議録」で確認できたことから、権利擁護に関する取り組みが徹底されているといえます。</p>		
A③	A-1-(1)-③ 職員との適切な関係を通し利用者の自尊心が育まれ、自他の権利を尊重できるよう支援している。	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>日常生活の中で自然に関わる機会を多く設け、信頼関係の構築に向けた丁寧な取り組みが行われています。多くの入居者が被虐待経験を持ち、人への不信感から関わりを避ける場合や、逆に距離が近くなりすぎる場合もあるため、生育歴や特性に応じて声掛けの頻度や言葉選びを調整しながら対応している様子が確認できました。訪問時には、料理を希望する利用者と職員と一緒に調理する姿が見られ、安心して過ごせる関係が育まれていました。背景を踏まえた関わりを通じて、本人が主体的に生活を考える力を育む支援が行われています。</p>		
A④	A-1-(1)-④ 出生や生い立ち、家族の状況等をふまえ、利用者自身が、どのように生きるかを考えるための支援をしている。	㉠・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>受審施設では、入居時に児童相談所から提供される生育歴や家族背景を丁寧に把握し、日常の支援に反映しています。退所後の自立生活を見据え、買い物や調理を職員と共に行い、食事を自分で準備できるよう支援していることが確認でき</p>		

<p>ました。また、アルバイトや就職面接など TPO が求められる場面では、職員が同行して衣類を選び、適切な服装について助言しています。さらに、「心理学を学びたい」といった将来の希望に対しては、夜間中学への通学支援など、目標実現に向けた環境づくりが行われています。日常生活の中で主体的に選択し決定できる機会が意図的に設けられており、利用者の自立に向けた力を育む取り組みが進められています。</p>		
<p>A-1-(2) 被措置児童等虐待の防止等</p>		
<p>A⑤</p>	<p>A-1-(2)-① 利用者に対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p>	<p>㉠・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>受審施設では、定期面談に加えて必要に応じた随時面談を行い、心身の変化や不安を早期に把握する体制が整っています。行動面で課題が見られた際には、児童相談所や医療機関、子ども担当弁護士と連携し、組織的に対応していることが確認できました。また、利用者に対する不適切な関わりを防ぐため、日勤・夜勤の引継ぎ時に詳細な様子をケース記録と口頭で共有し、変化があれば記録に残して全職員で把握できるようにしています。こうした仕組みは、虐待の兆候を見逃さないための重要な取り組みだと評価できます。</p>		
<p>A-1-(3) 主体性、自立性を尊重した日常生活</p>		
<p>A⑥</p>	<p>A-1-(3)-① 利用者自身が自らの生活全般について考え、主体性をもって生活ができるよう支援している。</p>	<p>㉠・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>個別面談により意見を述べる機会が保障され、意見を伝えるには安全相談室を活用できる体制が整っています。これにより、「自分の意見が尊重される」という経験を積むことができ、主体性を育む環境が形成されています。日常生活では、利用者が買い物や料理を職員と共に行う活動が、単なる家事体験ではなく自立生活を見据えた支援として位置づけられ、「児童自立支援計画表」にも明記されています。こうした取り組みにより、利用者が自ら考え、選択し、行動できるよう多様な場面で主体性を尊重した支援が行われています。</p>		
<p>A-1-(4) 支援の継続性とアフターケア</p>		
<p>A⑦</p>	<p>A-1-(4)-① 退居後の生活の計画が作成され、利用者と退居後の生活を話し合ったうえで退居を決定している。</p>	<p>㉠・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>退居後の相談先として、法人が運営するアフターケア事業所を利用できる体制が整っており、困りごとが生じた際にも継続的に支援を受けられる環境が確保されています。退居後に利用者と SNS で連絡を取り合ったり、ボランティアとして受審施設を訪れる人がいることから、退去後も良好な関係が維持されていることがうかがえました。また、買い物・料理・金銭管理など自立に必要なスキルは在所中から計画的に支援され、「児童自立支援計画表」に明確に位置づけられています。退居に向けた話し合いでは、担当職員や子ども担当弁護士、本人が協働し、意向を尊重しながら具体的な生活設計を検討しており、自信を持って地域生活へ</p>		

移行できるよう配慮されています。		
A⑧	A-1-(4)-② 利用者が安定した社会生活を送ることができるよう退居後も必要に応じて継続的な支援を行っている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>家事・金銭管理・就労準備など、退居後の生活に必要なスキルは在所中から意図的に支援され、地域生活がスムーズに立ち上がるよう準備が進められています。退居後の不安や課題を丁寧に確認し、必要な支援内容を整理することで、将来の生活を具体的にイメージしやすくなるよう配慮されています。実際に、退居後もアフターケア事業所を訪れて相談したり、必要に応じて支援を受ける人がいることが確認できました。また、退居後に受審施設へボランティアとして関わる人もおり、安心してつながり続けられる関係が築かれています。こうした取り組みは、利用者が地域で孤立せず安定した生活を継続するための重要な基盤となっており、退居後も安心してつながり続けられる関係性が築かれている点は特筆に値します。</p>		

## A-2 支援の質の確保

A-2-(1) 支援の基本		
A⑨	A-2-(1)-① 利用者との信頼関係を構築するために、受容的・支持的な関わりを行っている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員は、入居時のアセスメントや日々のケース記録を共有し、個々の背景や課題を理解したうえで適切に関わるよう努めています。変化に気づいた際には個別面談を行い、気持ちやペースを尊重した対応が徹底されていました。訪問時には、利用者が買い物や料理を職員と一緒にやる姿が見られ、自然な関係づくりと生活スキルの習得が両立していることが確認できました。また、利用者が意見を安心して伝えられるよう個室の相談室が整備されており、意見を述べにくい場合には安全相談室を活用できる体制もあります。こうした取り組みにより、本人の気持ちを大切に丁寧な支援が行われています。</p>		
A⑩	A-2-(1)-② 利用者の発達段階や課題に考慮した援助を行っている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>行動や心理状態に変化が見られた際には、ケース記録を通じて職員間で迅速に共有し、必要に応じて個別面談を行うなど、きめ細かな対応が行われています。行動上の課題が生じた場合には、児童相談所や医療機関、子ども担当弁護士と連携し、背景や特性を踏まえた支援につなげている点が評価できます。日常生活では、料理・買い物・金銭管理など自立に必要なスキルを、理解度やペースに合わせて職員が寄り添いながら支援しています。また、入居時の情報を基に独自のアセスメントシートを作成し、「児童自立支援計画表」で短期・中期・長期の目標を設定し、定期的に1か月ごとに見直す仕組みが整っています。こうした計画的な取り組みは、利用者の成長に応じた柔軟な支援につながっています。</p>		

A⑪	A-2-(1)-③ 利用者の力を信じて見守るという姿勢を大切に し、利用者が自ら判断し行動することを保障している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>行動や選択に対して職員が頭ごなしに否定することではなく、背景や発達段階を踏まえて助言し、本人が納得して判断できるよう支援しています。行動上の問題が見られた際にも、ただ制止するのではなく、振り返りを促し次の行動と一緒に考える姿勢がケース記録から確認できました。日常生活では、買い物・料理・金銭管理など主体的に取り組める機会が意図的に設けられ、職員は必要以上に介入せず、適切な距離感で見守っています。これらの取り組みは「児童自立支援計画表」に明記されており、利用者が自立に向けて段階的に力を伸ばせるよう配慮されています。</p>		
A⑫	A-2-(1)-④ 生活の営みを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう支援している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>金銭管理では「預り金等保管依頼書」や管理表を用い、職員と一緒に収支を確認する仕組みが整っています。職員は購入品の選択や残金の把握を本人が判断できるよう助言し、社会生活に必要な経済観念の育成につながっています。服装や身だしなみについても、季節やTPOに応じた選択ができるよう日常的に声掛けを行い、必要に応じて衣類購入に同行するなど丁寧な支援が確認できました。買い物・料理・掃除・洗濯といった家事は職員と共に行う機会が多く、利用者が実践を通して自然に生活技術を習得できるよう工夫されています。これらの取り組みは計画表にも位置づけられ、利用者が実践を通して自然に生活技術を習得できるよう工夫されています。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A⑬	A-2-(2)-① バランスのとれた食事に配慮し、食卓が安心感を得ることのできる場所となるよう配慮している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>退所後の自立生活を見据え、買い物から調理までを職員と一緒に行う取り組みが行われており、利用者が栄養バランスを考えた食事づくりの基礎を身につけられるよう支援されています。食事は「自立援助ホーム運営指針」に沿って手作りが基本とされ、嗜好や食べやすさにも配慮した献立づくりが実践されています。訪問時には、職員と利用者が協力して調理する様子が見られ、食事づくりが自然なコミュニケーションの機会となりました。また、食卓を囲む時間は、安心して気持ちを表現できる場として大切にされ、日常の悩みや嬉しかった出来事を共有できる雰囲気がつくられています。</p>		
A-2-(3) 衣生活		
A⑭	A-2-(3)-① 衣服は清潔で、TPOに応じたふさわしい服装となるよう助言している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

<p>服装の判断が難しい場面では、職員が寄り添いながら選択を支援し、社会生活に必要な身だしなみの感覚を身につけられるよう取り組んでいます。季節に応じた服装や体調管理の重要性について日常的に助言しており、ケース記録からも丁寧な関わりが確認できました。特に、アルバイトや就職面接などTPOが求められる場面では、職員が同行して衣類を選び、適切な服装の基準を具体的に伝えています。こうした支援は、利用者が社会の一員として自信を持って行動できるようにするための重要な取り組みであり、TPOを意識した判断力を育む機会となっています。</p>		
<p>A-2-(4) 住生活</p>		
A⑮	<p>A-2-(3)-① 居室等事業所全体を、生活の場として安全性や快適さに配慮したものにしている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>定期通院が必要な場合には職員が同行し、医療機関との連携を図ることで生活の安全性が高められています。日常生活では、料理や買い物を職員と共に行うなど、家庭的で温かい雰囲気づくりが意図的に行われ、安心して過ごせる環境が整っています。また、日勤・夜勤の引継ぎ時にはケース記録や口頭で状態を共有し、変化があれば記録に残して全職員が把握できる体制が確立されています。感染症対策として、帰宅時の手洗いやうがいを促す掲示や声掛けも行われており、健康面からも利用者が安心して生活できる環境づくりが進められています。</p>		
<p>A-2-(5) 健康管理</p>		
A⑯	<p>A-2-(5)-① 利用者一人ひとりが心身の健康を自己管理できるよう支援するとともに、必要がある場合は医療機関等と連携して適切に対応している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>学校に通う子どもについては、健康診断の結果をケース記録に記載し、職員間で共有することで健康状態を継続的に把握できる体制が整っています。定期通院が必要な場合には職員が同行し、医療機関と連携して必要な支援につなげています。また、心身の変化に気づいた際には、ケース記録を通じて迅速に情報共有し、必要に応じて個別面談を行うなど、早期発見・早期対応が徹底されています。こうした取り組みにより、利用者の健康を総合的に支える体制が確立されていることが確認できました。</p>		
<p>A-2-(6) 性に関する教育</p>		
A⑰	<p>A-2-(6)-① 他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。</p>	<p>a・㉑・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>性に関する正しい知識を身につけられるよう、組織として必要性を認識し、基盤づくりが進められています。「ホーム長会議録」では、理事長から性被害に関する刑法改正について説明があり、支援者として最新の知識を持つ重要性が共有されました。リビングには性暴力被害や性感染症の相談先、性教育に関するリーフレットが設置され、教育の必要性が明確に示されています。また、利用者の</p>		

<p>中には過去の経験や環境により知識が十分でない場合もあるため、日常の関わりの中で不安や疑問に丁寧に対応している様子が確認できました。今後は、方針に基づき具体的な性教育の機会を計画的に設けることで、利用者が自他の尊厳を守る力を育めるよう取り組みの充実が期待されます。</p>		
<p>A-2-(7) 行動上の問題への対応</p>		
A⑱	<p>A-2-(7)-① 利用者の暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、組織全体で適切に対応している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>心理状態や行動に変化が見られた際には、定期面談に加えて随時面談を行い、気持ちに寄り添った丁寧な対応が行われています。行動上の問題が発生した場合には、児童相談所や医療機関、子ども担当弁護士と連携し、背景や状況を踏まえた支援につなげていることが確認できました。また、精神科病院と連携し、精神科医から虐待やトラウマ反応への対処法について助言を受ける機会が設けられており、職員が専門的知見を踏まえて支援できる体制が整っています。「児童自立支援計画表」でも特性や背景を踏まえた目標設定が行われ、行動上の課題を単なる問題として扱わず、利用者の成長過程として支援に活かす姿勢が見られました。</p>		
<p>A-2-(8) 心理的ケア</p>		
A⑲	<p>A-2-(8)-① 心理的ケアが必要な利用者に対して心理的な支援を行っている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>行動上の問題が見られた場合でも、単に制止するのではなく、背景にある心理的要因や生育歴を踏まえて支援する姿勢が徹底されています。必要に応じて児童相談所や医療機関、子ども担当弁護士と連携し、専門的な支援につなげていることが記録から確認できました。また、児童心理司が受審施設を訪問し、利用者が個別面談を行う機会も設けられており、専門職による助言を受けられる体制が整っています。さらに、精神科病院との連携により、虐待やトラウマ反応への対処法について精神科医から助言を受ける機会も確保されており、職員が専門的知見を踏まえて支援できる点は重要です。こうした取り組みは、利用者の心理的ケアの質を高める基盤となっています。</p>		
<p>A-2-(9) 社会生活支援（進路支援、社会経験等）</p>		
A⑳	<p>A-2-(9)-① 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>進路選択については、学校や関係機関と連携しながら、本人が将来を主体的に考えられるよう支援が行われています。進学や就職に向けた情報提供や相談の機会が確保されていることが記録から確認できました。就職を目指す場合には、ハローワークや若者サポートステーションに職員が同行し、求職活動を一緒に進める支援も行われています。利用者は職員と履歴書の書き方を共に考えたり、面接練習を行ったりするなど、実践的なサポートが提供されており、利用者が自信を持って次のステップに進めるよう丁寧に寄り添う姿勢が見られます。</p>		

A⑳	A-2-(9)-② 進学を希望する利用者に学習環境を整備し、学力に応じた学習支援を行っている。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>夜間中学など外部教育機関と連携し、利用者の希望に応じた学習環境が整えられています。漢字や数学を学びたいという声に対しては、通学が可能となるよう職員が調整し、学習機会を確保していることが聞き取れました。進学希望への支援も「児童自立支援計画表」に明記され、職員間で共有されています。こうした取り組みにより、利用者が自分の学力や将来の目標に合わせて学べる環境が整備されている点が評価できます。</p>		
A㉑	A-2-(9)-③ 自立に向けて就労支援に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「心理学を学び、心理士か保育士になりたい」という利用者の声に応えるため、受審施設内の本棚には資格取得の教材や専門学校の情報誌が置かれ、将来の選択肢を具体的にイメージできる工夫がされています。また、利用者がアルバイト経験を通じて得た成功体験や課題は「児童自立支援計画表」の見直しに反映され、成長を実感しながら次のステップに進めるよう支援が継続されています。こうした取り組みは、利用者が将来の自立や就労を前向きに考えられる環境づくりにつながっています。</p>		
A㉒	A-2-(9)-④ 金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう援助している。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>買い物の場面では、必要な物品を自分で選び、価格を比較しながら購入できるよう職員が寄り添い、適切な助言を行っています。食材や日用品の購入を通じて自然に経済観念を育てる機会が多く設けられています。アルバイトをしている場合には、給与の使い方や貯金の必要性について丁寧に説明し、無理のない範囲で貯蓄を促す支援も行われています。また、「預り金等保管依頼書」や管理表を活用し、職員と一緒に収支を確認する仕組みが整っており、利用者が残額や用途を把握しながら計画的にお金を扱えるよう支援されています。</p>		
A-2-(10) 家族とのつながり		
A㉓	A-2-(10)-① 本人の意思を尊重しながら利用者と家族との関係調整に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>家族や知人とのトラブルにより連絡を望まない場合には、その意思を尊重し、児童相談所など関係機関と連携しながら慎重に対応しています。必要に応じて入居先を知らせないなど、利用者の安全を最優先にした配慮が取られています。一方、利用者が連絡や面会を希望する場合には、事前に不安や希望を丁寧に聞き取り、児童相談所と調整したうえで面会を実施しています。面会時には職員が同席し、安心して家族や知人と向き合える環境づくりが行われています。こうした取り組みは、利用者の心理的負担を軽減し、気持ちに寄り添った支援として評価で</p>		

きます。